

事 務 連 絡
令和3年12月23日

教職課程を置く各国公私立大学
教 職 課 程 担 当 部 局 御中

文部科学省総合教育政策局
教 育 人 材 政 策 課

教職課程認定基準（教員養成部会決定）等の改正について

教職課程認定基準等の改正については、令和3年8月4日付事務連絡において連絡しておりますが、小学校教諭免許状の課程の要件緩和に伴う専任教員の配置基準について、別紙1のとおり一部修正を行いましたのでお知らせします。

また、別紙2のとおり教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）についても修正を行ったため、併せてお知らせします。

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許企画室 教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線 2451, 2453）

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正 新旧対照表

別紙 1

改正案	現 行
<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-1 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。</p> <p>また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び<u>教育実践に関する科目</u>のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p>	<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-1 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。</p> <p>また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p>

教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正 新旧対照表

別紙2

改正案	現 行
<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 基準2 (6)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>① ～ ④ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教員組織関係</p> <p>(1) 基準3 (7)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。</p> <p>① ～ ③ 省略</p>	<p>1 教育上の基本組織関係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 基準2 (5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>① ～ ④ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 教員組織関係</p> <p>(1) 基準3 (4)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。</p> <p>① ～ ③ 省略</p>